旭川市地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

旭川市地域公共交通計画策定支援業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種 手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 背景と目的

本市の公共交通は、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーで構成されている。

鉄道は4本のJR線があり、路線バスは民間5社による地域間幹線と、民間2社による市内路線が運行されている。市内の鉄道駅は16駅あるが、旭川駅と永山駅以外は無人駅であり、1日の平均乗車人員の約8割は旭川駅となっている。市内路線バスの乗車人員は減少の一途をたどっている一方で、自動車登録台数は微増しているが高齢化の進展に伴い自動車利用が困難となる住民が増え、公共交通の必要性はより高まっていくことが想定されている。

これまで主に民間事業者が主体となり公共交通網が維持されてきたが,乗車人員の減少や新型 コロナウイルス感染症の影響に伴い経営努力が限界に達し,近年は郊外部の不採算路線の減便が 進みつつあり,今後,住民の移動ニーズを充足できなくなることが懸念されている。

そのため、公共交通の課題や、今後の社会・人口動態、及び公共交通事業者、利用者等の意見を踏まえ、今後も確保していくべき公共交通網のあり方を整理した上で、それを実現するため効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市と事業者が適切に役割を分担しながら、旭川市都市計画マスタープランや立地適正化計画などのまちづくりの方向性とも合致させつつ、公共交通ネットワークの再編と効率化を図ることにより、今後の人口減少下においても持続可能でより市民ニーズに合致するとともに、観光などの広域的な視点を考慮した公共交通網を形成するため、旭川市地域公共交通計画案(以下、「公共交通計画」という。)の策定を行うことを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

旭川市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約を締結した日から令和6年3月22日まで

3 予算概要等

本業務に係る予算は、6,655,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)となっていることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

4 業務内容

公共交通計画は、現行計画である旭川市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。) の見直しであることから、計画期間については、2027(令和9)年度までとする。ただし、コンパクトなまちづくりは長期的な取組であることから、都市計画マスタープランや立地適正化計画に示される期間(2036年度)の将来像を見据えた計画とする。

(1) 本市の現状整理

本市の地勢、土地利用、道路交通、人口構造等、公共交通に関わる都市の現状について、既

存資料等により整理する。

また、公共交通計画に関連する各計画(第8次旭川市総合計画、旭川市都市計画マスタープラン等)を踏まえて、これまで策定した公共交通に関連する各計画(網形成計画)について、 達成度の点検を含めた内容整理を行う。

(2) 本市の公共交通における現況の把握

既存資料や利用可能なデータの収集等を行い、本市の公共交通における現況を把握する。 また、バスの運転手不足など、今後の公共交通の維持、確保に深刻な影響を及ぼす可能性が ある要因についても、現況の整理と今後の推計を行う。

(3) 本市の公共交通における利用実態とニーズの把握

市民アンケート調査や交通事業者及び主要施設等でのヒアリング等により、公共交通に対する利用実態とニーズを把握する。

- (4) 本市の公共交通網の課題と計画の方針及び事業案の検討
 - (1)~(3)で得られた結果から、本市の公共交通網の課題を整理し、各会議での議論の経過等を踏まえ、公共交通の目指すべき方向性を検討するととに、並行して見直し検討を行う立地適正化計画の検討内容を踏まえ、計画の方針と、公共交通の効率化とネットワークの再編を推進するための事業案及び役割分担について検討と整理を行う。

整理した課題等を踏まえ、地域公共交通のあり方等を示す基本方針やその実現に向けた目標及び指標等を整理することとし、指標等の整理にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正趣旨等を踏まえたものとする。

また、地域内フィーダー系統について、公共交通計画に位置付けを行う。

なお,(1)~(3)の調査については,令和4年度に旭川市が実施した「旭川市バス路線等実態調査業務委託」において得られた結果を使用することを原則とするが,公共交通計画策定に当たり新たに設置が求められる成果指標のための調査及びその他必要な調査については,本業務において実施するものとする。

(5) 公共交通計画の策定

(1)~(4)の調査結果及び検討内容を反映し、国土交通省から示されている手引きを参考に し、公共交通計画の策定を行う。

(6) 協議会の運営支援

法定協議会である旭川地域公共交通会議(30名程度,2回実施予定)での協議の運営支援として会議資料作成,進行補助,議事記録などの支援を行う。また,専門部会(10名程度,3回実施予定)での協議の運営支援として会議資料作成,要旨とりまとめなどの支援を行う。なお,専門部会は令和5年8月から11月の期間に計3回,旭川市地域公共交通会議は令和5年12月から令和6年1月に1回,令和6年3月に1回の実施を予定している。

(7) 意見聴取の支援

計画を策定するためのパブリックコメントについての資料を作成する。 なお、期間については令和6年1月から2月頃を予定している。

(8) 成果品の作成,提出

本事業の成果として、報告書(1部)、公共交通計画(本編)(A4カラー刷り5部)、公共交通計画(概要版)(A4カラー刷り10部)、電子データ一式(CD-R又はDVD-Rに記録)を納品すること。

第3 契約担当

〒070-8525 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎3階 都市計画課内 旭川市地域公共交通会議 事務局(以下「事務局」という。)

電 話 0166-25-9851

FAX 0166-27-3466

e-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国,地方公共団体又は法定協議会の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において,元請として受注した実績を有する者であること。
- (2) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において,営業種目「3301 都市計画関係調査」及び「3307交通量調査」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定,民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等,経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明書手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

なお,提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は,このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書(様式)
- イ 業務履行実績調書(任意様式)及び当該業務実績の契約書の写し 1通
- ウ 履歴事項全部証明書 1通

※発行日が3か月以内のもの

- 工 財務諸表(貸借対照表,損益計算書) 1 通 ※直近1事業年度分
- オ 納税証明書(本店所在地の市町村税又は都税,消費税及び地方消費税(国税)) 1通 ※発行日が3か月以内のもの

上記により難い内容の書類がある場合には、あらかじめ事務局と協議し、それらに準じた内容の書類を提出すること。

提出期限までに必要な書類が整わない場合には受付できない。

(2) 提出期限 令和5年6月27日(火) 午後5時まで

- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。
- (5) その他 参加表明書を提出した者に対して、令和4年度に旭川市が実施した「旭川市バス路線等実態調査業務委託」の調査結果(閲覧用)のデータを貸与します。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件についての確認を行い、令和5年6月29日(木)までに次に 掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に、企画 提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定 の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により会長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 令和5年7月3日(月)までの午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送によること。
- (3) 会長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年7月5日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は,次の事項について提案すること。

- (1) 旭川市の公共交通における現況の把握に関する提案
 - ア 旭川市の公共交通における現況把握の手法について
 - イ 上記で用いるデータと分析手法について
- (2) 旭川市の公共交通における利用実態とニーズの把握に関する提案
 - ア 「旭川市バス路線等実態調査業務委託」等の結果の活用方法及び追加的調査に係る提案
- (3) 網形成計画の検証を踏まえた公共交通計画策定の考え方の提案
 - ア 網形成計画の検証及び分析の結果を、公共交通計画に反映する考え方について
- (4) 本業務に当たっての基本的な方向性に関する提案
 - ア (1)から(3)を踏まえた、旭川市における地域公共交通計画策定の支援に当たっての基本 的な方向性について
- (5) スケジュールと実施体制及びこれまでの実績
 - ア これまでの公共交通計画の策定支援の実績
 - イ 事業実施のスケジュール
 - ウ 業務の実施体制

2 企画提案書の作成

企画提案には、企画提案書(様式)に次の書類を添付すること。

- (1) 企画提案書別紙(任意様式)
- (2) 見積書及び積算内訳書(任意様式)

3 企画提案書作成上の注意事項

- (1) 企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (2) 2の書類は、A4サイズとする。
- (3) 2の書類は、10部作成し、1部ごとにA4フラットファイルに綴じて提出してすること。
- (4) 提出期限後の訂正,追加,差し替え及び再提出は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期間 令和5年7月10日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 旭川市地域公共交通会議は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものする。

第7 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- 1 提出書類 質疑応答書(様式)
- 2 提出期間 令和5年7月5日(水)午後5時まで (受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで)
- 3 提出場所 第3に同じ。
- 4 提出方法 電話連絡の上,電子メールにて提出すること。
- 5 留意点 質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。また、併せて、市のホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件に定める要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された,提出期日,提出場所,提出方法,書類作成上の留意事項等の条件 に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査,評価及び特定を行うため,旭川市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分以 内とする。なお、企画提案者が多数となった場合は、説明持ち時間及び質疑時間を短縮す る場合がある。

- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査を行わず、受託候補者の特定から除外する。
- オ スクリーン及びプロジェクターは、市で用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

(2) 実施日時及び場所

「第5 参加表明書手続」に示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

各委員は、次の審査項目について、別紙で示した評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 企画提案書に関する項目
 - ア 「旭川市路線バス等実態調査」の結果等から、本市の公共交通網の現状、課題等の認識 ができているか
 - イ 公共交通計画に関連する各計画やその他データの選択と分析手法について, 適切な提案 がなされているか。
 - ウ 公共交通の現状と課題の把握に当たって、調査手法及び項目は適切か。
 - エ 現行の網形成計画の検証方法についての着眼点,分析力,考察力が優れているか。
 - オ 策定支援に当たって、上記を踏まえた的確な現状認識による基本的方向性が示されているか。

(2) 業務遂行能力及び適格性

- ア 地域公共交通計画の策定支援を行ってきた実績は十分にあるか。
- イ 適切な実施体制及びスケジュール案が示されているか。
- ウ 見積価格の評価。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知する。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について 説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により会長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く,午前9時から午後5 時まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送によること。
- (3) 会長は、(2)の説明を求められたときは、速やかに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。
- 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市地域公共交通会議は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、旭川市地域公共交通会議は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

- 3 契約書作成の要否
 - 要する。
- 4 支払条件

業務完了後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日				
参加表明書の提出	令和5年6月27日(火)午後5時まで				
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和5年6月29日(木)				
企画提案書の提出	令和5年7月10日(月)午後5時まで				
ヒアリング等	令和5年7月中~下旬				
企画提案書審査結果の通知	令和5年7月下旬				
契約締結	令和5年7月下旬~8月上旬				

評価基準

	配点	評価及び評価点数				
審查項目		極めて 良好	良好	普通	やや不 十分	不十分
1 企画提案書に関する項目	70/100					
・「旭川市バス路線実態調査業務委託」の結果等から、本 市の公共交通網の現状、課題の認識はできているか。	15	15	12	9	6	3
・公共交通に関する既存の計画やその他データの選択と 分析手法について、適切な提案がなされているか。	15	15	12	9	6	3
・公共交通の現状と課題の把握に当たって,調査手法及び項目は適切か。	15	15	12	9	6	3
・現行の網形成計画の検証方法についての着眼点,分析 力,考察力が優れているか	10	10	8	6	4	2
・策定支援に当たって、上記を踏まえた的確な現状認識 による基本的方向性が示されているか。	15	15	12	9	6	3
2 業務遂行能力及び適格性	30/100					
・地域公共交通計画の策定支援を行ってきた実績は十分にあるか。	10	10	8	6	4	2
・適切な実施体制及びスケジュール案が示されている か。	10	10	8	6	4	2
・見積金額の評価	10	10	8	6	4	2
合計	100					点

※見積金額の評価基準

予算額と最低見積金額の差を5で除した額をAとし、以下の基準より評価する

- ・最低見積金額以上、(最低見積金額+A)未満 ・・・・・・極めて良好
- ・(最低見積金額+A)以上、(最低見積金額+A×2)未満・・・・良好
- ・(最低見積金額+A×2)以上,(最低見積金額+A×3)未満・・普通
- ・(最低見積金額 $+A\times3$)以上、(最低見積金額 $+A\times4$)未満・・やや不十分
- ・(最低見積金額+A×4)以上,予算額以下・・・・・・・・不十分